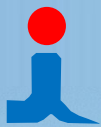


いわぬま未来構想





がある “健幸” 先進都市 いわぬま

岩沼市

はじめに

東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、市内外の多くの皆様からご支援・ご協力をいただき、また、市民とともに、被災地復興のトップランナーを目指し、被災された方々への各種支援をはじめ、「玉浦西地区防災集団移転促進事業」や「千年希望の丘」の築造などの復旧・復興事業に、スピード感をもって全力で取り組んでまいりました。

これまでの新総合計画では、その人にふさわしいより良い生き方が求められる近年、総合的・予防的・普遍的な福祉を実践するため、「のあるまち いわぬま」を想いとし、それまでの拡大膨張型から質的充実を図り、安心と豊かさを実感できる成熟安定のまちづくりへの転換を行い、取り組みを進めてまいりました。その間、東日本大震災の発生や住民ニーズの多様化、気候変動、地方分権の進展など、本市を取り巻く状況が大きく変化しておりますが、多くの市民から「住みやすいまち」「住み続けたいまち」という評価をいただいております。

これらのことを踏まえ、この度策定した「いわぬま未来構想」では、岩沼市が目指す実現すべき将来都市像を「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」と決めました。東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、局地的な豪雨や少子高齢化の進展など、これからの10年がこれまで経験したことのない環境であることを想定し、その時々状況に応じ、迅速かつ柔軟な対応が可能となるよう、自助・共助・公助と協働・連携を更に推進することにより、市域全体の均衡ある発展を目指したまちづくりを進めて行くこととしております。

市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本構想の策定にあたり、いわぬま市民会議委員や総合計画審議会委員、市議会議員をはじめ、多くの市民の皆様の貴重なご意見を賜りましたことに、心から御礼申し上げます。

平成26年3月


宮城県岩沼市長

目 次

いわぬま未来構想の策定にあたって	1
1. 構想策定の趣旨	1
2. 構想の役割	1
3. 計画期間	2
4. 復興計画との関係	2
第1編 岩沼市を取り巻く環境	3
第1章 岩沼市の現況	3
第2章 時代の潮流（策定の背景）	5
第3章 まちづくりの主要課題	7
第2編 基本構想	9
第1章 まちづくりの基本理念	9
第2章 岩沼市がめざす将来像	10
1. 将来都市像	10
2. まちづくりの指標	11
第3章 まちづくりの柱	12
第4章 実現のための取り組み方針	13
第5章 土地利用構想	15
1. 土地利用の基本理念	15
2. 土地利用の基本方針	15
資料編	17
1. 策定経緯	17
2. 策定体制	18
3. いわぬま市民会議	19

いわぬま未来構想の策定にあたって

1 構想策定の趣旨

本市は、まちづくりの指針となる「新総合計画」を平成 16 年3月に策定し、まちづくりの方向をそれまでの拡大膨張から質的充実・成熟安定に決めました。そして、「のあるまち いわぬま」、健康で長生き、幸せが実感できる「“健幸”先進都市」を目指し、財政状況が厳しさを増す中、長年の課題であった駅前整備や市民図書館、消防庁舎、南部地区総合福祉プラザ、学校施設や橋梁の耐震工事に代表されるハード整備のみならず、救急、保健、福祉、教育分野等の諸施策を講じ、その実現に向けて歩みを進めてきました。その結果、多くの市民の方から「住みやすいまち」「住み続けたいまち」という評価を受けています。このような近年のまちづくりの指針であった「新総合計画」は平成 25 年度をもって計画期間を終了します。

「新総合計画」策定以降、少子高齢化、住民ニーズの多様化、気候変動、地方分権の進展など、本市を取り巻く状況が大きく変化していますが、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災により東部の沿岸部に甚大な被害を受けたことにより、現在、東日本大震災からの復旧・復興が大きな課題となっています。

これからは、本市を取り巻く状況の変化や、突発的に発生する自然災害などにもスピード感を持って適切に対応できるまちづくりが求められています。

このようなことから、東日本大震災からの復旧・復興を優先としつつ、市域全体の均衡ある発展を目指す将来像の実現を、市民とともに着実に進めるためのまちづくりの指針として、いわぬま未来構想を策定するものです。

2 構想の役割

平成 16 年3月に策定した新総合計画では、基本構想と基本計画を示していましたが、その計画期間においては、地域防災計画や高齢者福祉計画、生涯学習基本構想など多くの計画等が策定されています。また、東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、震災復興計画を策定し、必要に応じ、個別の構想や計画等を策定し対処することで、スピード感をもって臨機応変に対応することが可能となりました。

これからの 10 年は、「これまで経験したことのない環境」であることが想定され、復旧・復興をはじめ局地的な豪雨や少子高齢化の進展など、その時々状況に応じ、迅速かつ柔軟に対応することが必要とされています。

いわぬま未来構想は、長期的な展望のもと、計画期間における市の取り組みの方向性・道すじを示すものであり、これからのまちづくりの目標や将来像を定めた行政運営の基本となるものです。各分野の基本計画やマスタープランなど具体的な計画については、本構想に位置付けた目標や将来像の実現に向け、必要に応じて策定されます。

3 計画期間

本構想に位置付ける基本理念や将来像は、長期的な展望を持って計画的かつ臨機応変に実現を目指していくものです。しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などに合わせた見直しを行っていく必要もあるため、本構想の計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

4 復興計画との関係

大きな課題である東日本大震災からの復旧・復興を進めるため、平成 29 年度を目標年次とする岩沼市震災復興計画を策定しています。しかしながら、掲げている取り組みについては、完了までに長期間を要するものもあります。

このことから、復興計画期間が終了した後も引き続き、平成 35 年度を目標年次とするこの構想に基づき、復興の歩みを確実に進めて行くこととします。



防災集団移転先の整備イメージ



第1編 岩沼市を取り巻く環境

第1章 岩沼市の現況

(1) 概要

本市は、宮城県の中央部、仙台市の南 17.6km に位置し、市域は、東西で最大約 13km、南北で最大約 10km、総面積 60.71k m²の市域を有する都市です。西部の丘陵地域から東部の太平洋岸に至るまでなだらかに広がった平野が展開し、南部の市境には、阿武隈川が東流し太平洋に流入しています。

また、JRの東北本線と常磐線の分岐点、国道4号・6号の合流点であり、さらに東北地方の空の玄関口となる仙台空港が所在するなど、交通の要衝となっています。

本市は、かつて「門前町」、「宿場町」、「城下町」として栄えてきたまちですが、その後、輸送交通の利便性の高さから大小の企業が進出し、工業都市の性格も加わり商工業都市として発展してきました。

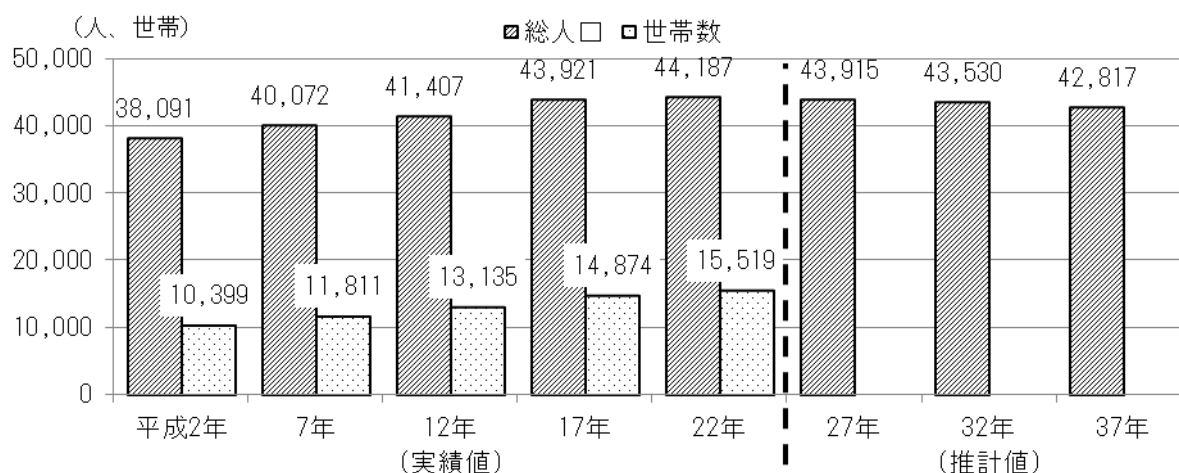
しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、沿岸部を中心として甚大な被害を受けました。現在は、一刻も早い復旧・復興に向け、スピード感のある各種取り組みが行われています。

(2) 人口

本市の人口は、昭和 20 年代以降増加を続け、平成 22 年には県内 35 の市町村中 11 番目の人口規模となる 44,187 人・15,519 世帯となりました。しかし、この平成 22 年をピークとして平成 24 年までは減少が続いています。

なお、本市においても少子高齢化が進んでいます。20 年前の平成 2 年と比較すると平成 22 年の 14 歳以下の人口が約 16.7%減少しているのに対して、65 歳以上の人口は約 2 倍に増加しており、総人口に対する 65 歳以上の人口の割合は 19.8%となっています。この割合でみると本市は高齢社会となっており、超高齢社会の入口にある状態と言えます。

■人口・世帯数の推移



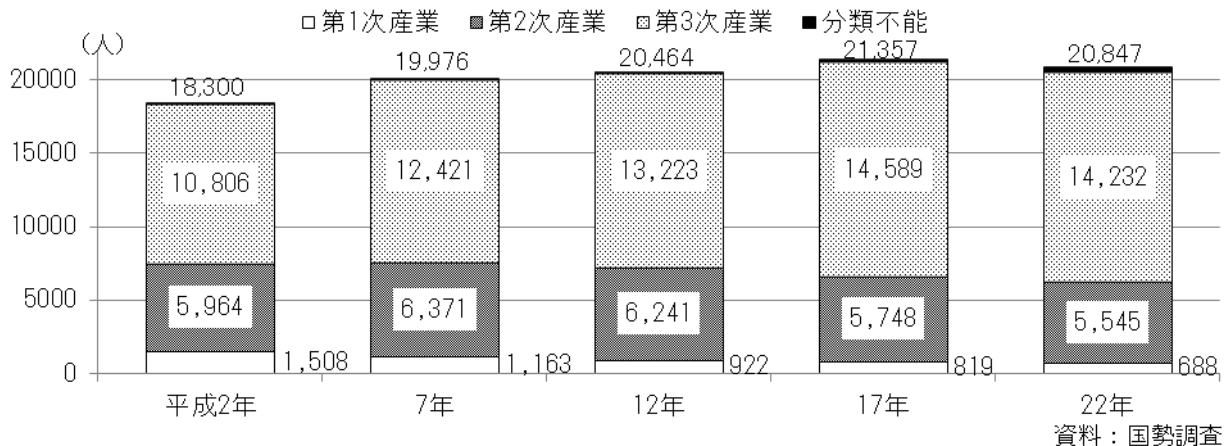
資料：(実績値) 国勢調査、(推計値) 国立社会保障・人口問題研究所

(3) 産業

本市の就業人口は、人口と同様に増加を続けていましたが、平成 22 年の就業人口は 20,847 人となり、平成 17 年を下回りました。内訳では第 3 次産業が 68.3% を占め最も多く、次いで第 2 次産業の 26.6% と続き、第 1 次産業は 3.3% となっています。

農業は従事者となる農家数が年々減少しています。工業の製造品出荷額等や商業の年間販売額も、近年は減少傾向にありましたが、最近は回復の兆しも見られています。

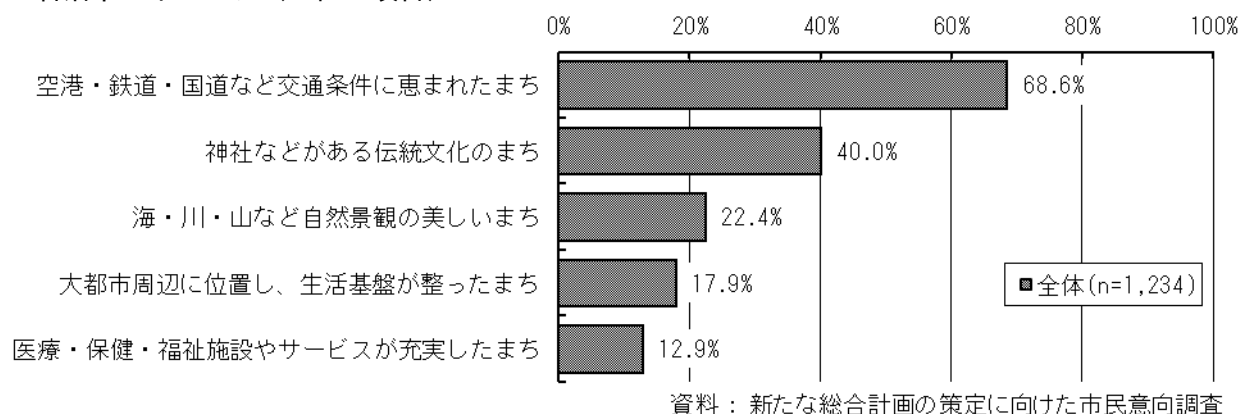
■就業人口の推移



(4) 市のイメージ・住みやすさ

平成 24 年に実施した市民アンケートによると、「空港・鉄道・国道など交通条件に恵まれたまち」や、「神社などがある伝統文化のまち」「海・川・山など自然景観の美しいまち」といった市のイメージを持っており、回答者の約 9 割が住みよいまちであると評価しています。

■岩沼市のイメージ（上位 5 項目）



(5) 東日本大震災による被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に市域の約 48% にあたる 29 km² が津波により浸水し、地盤沈下により市域の約 8% にあたる 5 km² が海抜 0m 以下となりました。住民 150 名が犠牲となり、また、5,000 戸を超す家屋被害などがありました。現在も多くの方が仮設住宅での生活を続けています。本市は、これら被災者の支援とスピード感のある復旧・復興に取り組んでいます。

第2章 時代の潮流（策定の背景）

（1）安全度の向上・安心感の醸成

平成 23 年には東日本大震災を引き起こした国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、本市も甚大な被害を被りました。近年、我が国では地震のほかにも、台風、豪雨などの自然災害が発生しており、これにより住民の防災意識が高まり、自然災害への対応の重要性が再確認されています。また、高齢者を狙った詐欺、新型インフルエンザの発生、道路・橋梁・上下水道などの社会インフラの老朽化、食品表示偽装などによる食の安全・品質に対する信頼性の失墜などを背景として、市民の安全・安心に対する意識が高まっています。

（2）人口減少社会の到来、少子高齢化の進行

既に我が国は人口減少社会に入っており、加えて、平均寿命の延びと出生数の減少により、少子高齢化が急速に進んでいます。本市の人口も平成 22 年をピークとして減少に転じており、また、少子高齢化が進行しています。

このような人口減少・少子高齢化の進行に伴い、これまでの人口増加やピラミッド型の人口構成を前提とした様々な制度や社会資本整備、行政サービスの提供のあり方を根本的に見直すことが求められています。

（3）環境問題の深刻化

温室効果ガスの増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題への早急な対応が求められています。地球温暖化はその影響として、穀物の栽培地域の変化や果樹の品質低下、農作物の収穫量の減少、水不足と洪水の増加、沿岸の低地での土地の減少、熱中症の増加や感染症の拡大などの健康への影響、エネルギー需要の増加や高潮などによる経済損失などといったものが想定されています。

（4）市民参加・協働意識の高まり

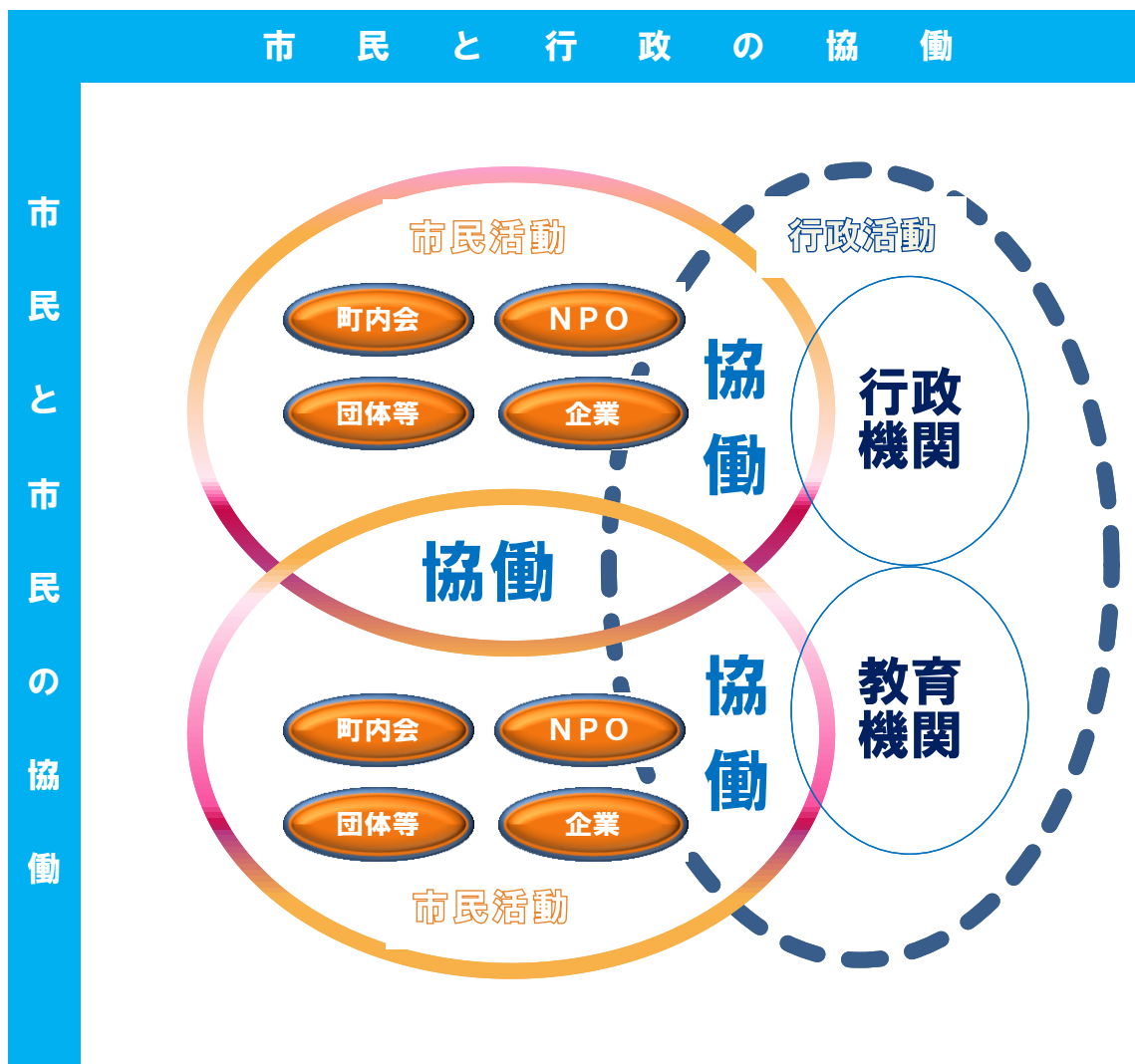
価値観やライフスタイルの多様化を受け住民が求める公共サービスの範囲が拡大し、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域が生じています。一方で、住民のまちづくりに対する意識も高まり、NPO 法人やボランティア団体を中心とした住民による自発的なまちづくり活動も多く見られるようになってきました。また、先の東日本大震災では、自助・共助・公助及びその連携が震災等の被害を最小限に抑えるために、極めて大切な手法であることが改めて確認されました。

(5) 地域経済を取り巻く状況の変化

長らく低迷が続いた我が国の景気は、近頃回復の兆しがみられるという捉え方がある一方、依然として地域経済の先行きは不透明となっています。さらに、本市を含む東日本大震災により多大な被害を受けた地域では、その影響等もあり地域の雇用情勢は一時的な回復はみられるものの依然として不安定になっており、働く場の確保が求められています。このような中、都市活力の維持・再生を目指し、地域の個性を活かした新産業や観光などの振興を通じて独自の地域振興に取り組む自治体も増えてきています。

(6) 地方分権と市町村財政

地方分権の進展に伴い国と地方の役割が見直され、住民に最も身近な基礎自治体となる市町村には、これまで以上に高い自立性が求められます。また、グローバル化などを背景に激化する地域間・都市間競争も踏まえた地域の特徴を活かした独自性を確立することも求められています。さらに、国と地方を通じた厳しい財政状況の中、需要が高まる福祉をはじめとする各種公共サービスを、限られた財源・少ない人員の中でより効率的に行わなければならない環境になっています。



第3章 まちづくりの主要課題

(1) 東日本大震災からの復旧・復興

市域の半分が浸水し大きな被害を受けた本市においては、被害を受けた人々の生活や地域産業の再建などとともに新産業の創出なども計画されています。東日本大震災からの復旧・復興は被災地域だけではなく、市全体の活力の維持・向上にも大きな影響があり、今後10年間における大きな課題のひとつとなっています。



玉浦小学校の清掃・整備活動

(2) 安全で安心して生活できる環境の形成

市民の高齢化の進行なども踏まえながら、地震などの災害に強いまちづくりのほか、犯罪や事故などからの安全性を高め、市を支える市民だれもが、安全で安心して生活できる環境を形成していくことが求められています。

(3) 市民の健康と生きがいづくり

市の活力を支える市民が長生きでき、まちづくりにも積極的に参画してもらえるように、健康で生きがいを実感しながら暮らしていくことができる環境を形成していくことが求められています。



生活習慣病予防運動講座



グリーンピア岩沼

(4) 次代を担う子どもや若者の育成

子育て支援施策の一層の充実や、教育力のさらなる向上など、学校と家庭、地域や事業者などと行政が一体となって将来の岩沼市を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりが求められています。



にここ保育展

(5) 都市の活力・魅力の向上

人口減少社会を迎え、地域間・都市間競争も激化する中、本市の活力を維持・向上していくためには、地域産業の活性化を図るとともに、恵まれた交通条件や自然環境、歴史や文化、充実した医療・保健・福祉サービスなどの地域特性を活かして、都市の魅力を高めていくことが求められています。



仙台空港

(6) 持続可能なまちづくり

本市が将来にわたり持続的に充実・発展していくためには、深刻化する環境問題、逼迫する地方財政などにも配慮して、既存施設の適切な維持管理・有効活用を行い、高齢者や障がいのある方々なども快適に暮らせるよう、都市機能などが適度に集約化された質の高いまちを形成していくことが求められています。



南部地区総合福祉プラザ

(7) 市民力の向上

本市ではすでに将来的な人口の減少、急激な高齢化などを見越した行政運営の転換を図り、市民参加によるまちづくりにも積極的に取り組んできましたが、これからのまちづくりにも、市民や団体等の知恵や力の活用が不可欠です。市民と行政の意思疎通を深め信頼関係の土台となる情報の共有化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを継続して推進していくため、一人ひとりの意識やモラルを底上げし、公助に過度に依存することなく、諸々の問題の解決に取り組む、まちづくりにも積極的に関わることができる環境を充実していくことが求められます。



ふれあいパトロール活動

(8) 行財政運営の効率化と協働化

行財政の運営にあたっては、職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図り、地方公共団体の「自己決定」と「自己責任」の原則のもと、限られた財源と人材を有効に活用するとともに、市民や事業者とも協働しながら、財政計画を踏まえたより効率的で効果的な運営を進めていく必要があります。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

現在本市では、東日本大震災からのスピード感のある復旧・復興を行っております。加えてこれからは、今後も進行すると予想される人口減少や高齢化、ゲリラ豪雨などに代表される「これまで経験したことのない環境」であることを考慮した成熟社会に対応する、これまで以上に質の高いまちづくりが求められております。

成熟社会の中で市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感できる持続可能なまちの実現を目指し、次のとおり行動します。

- これまで経験したことのない将来の状況を可能な限り見据え、時々々の要請や不測の状況変化にも的確に対応できるよう、これまでの参画と連携に加え、自助・共助・公助の考え方を行政の基本とし、計画的かつ臨機応変に各々の役割を主体的かつ積極的に果たすことで、これからのまちづくりを進めていきます。

また、市民が主体的に行う地域づくりやまちづくりを積極的に支援します。

- 市民一人ひとりが、自立した生活に対する責任とまちづくりの主役であるという自覚を持ち、自らが住みたい、住み続けたいと思う地域づくりやまちづくりに主体的に取り組んでいきます。

市民：住民・各種団体・企業、その他まちづくりにかかわるすべての活動主体を総称して「市民」といいます。

参画と連携：市民の方々の力がますます必要不可欠となっております。

参画：市民と行政がそれぞれの立場で主体的にまちづくりに取り組むことを表します。

連携：まちづくりの参画者が、互いに理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことを表します。

自助・共助・公助：災害対応等における自助・共助・公助の考え方を行政の基本とすることがますます必要になっていきます。

第2章 岩沼市がめざす将来像

1 将来都市像

本市が、まちづくりの基本理念に則り、質的充実やストック重視などが求められる成熟社会において人が住みたい持続可能なまちとなるよう、実現すべき将来都市像を以下のように設定します。



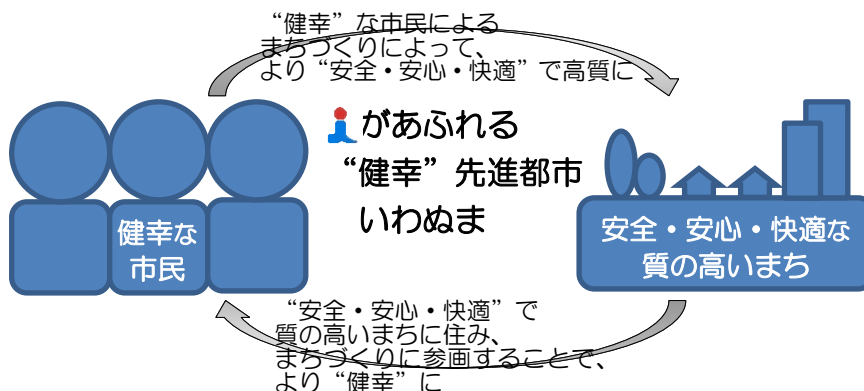
「**i**」があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま

「**i**」は、次のような多様な想いと、この想いを市民一人ひとりがしっかりと見つめたいことで、地域やふるさとに対して何が出来るか、自ら考え行動する姿勢を表しています。

- **あい・愛**…家族や地域、ふるさとへの愛に満ちている
- **I (英語の私) と岩沼の頭文字**…個人（私）とまち（岩沼）が融和している
- **人**…一人ひとりの市民が主役になっている
- **人と太陽**…明るい未来を目指して歩んでいる

「健幸」は、まちづくりを支える市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感することを表しています。

したがって、この将来都市像は、恵まれた交通条件や自然環境、歴史や文化などといった本市が有する特性や地域資源を活かし、また発掘しながら、利便性が高く、安全・安心かつ快適で魅力ある環境を形成し、その中で健康で長生き、幸せを実感する市民が、自らのまちづくりに「**i**」を持って積極的に取り組み、また、そのことで健幸となり、生涯にわたって健幸を実感し続け、まちはより市民が願う安全・安心・快適な質の高いまちとなっていく姿を表しています。



2 まちづくりの指標

将来都市像実現の目安となるまちづくりの指標を以下のように設定します。

指標	内容	現況	目標
幸せ指標	市民の幸福感の現状	6.41 ^{※1} (全国平均値)	より幸せに
健康指標	市民の健康寿命 ^{※2} (男性・年齢)	78.52 歳	より健康で 長生きに
	市民の健康寿命 ^{※2} (男性・県内順位)	7 位 / 35 市町村	
	市民の健康寿命 ^{※2} (女性・年齢)	83.95 歳	
	市民の健康寿命 ^{※2} (女性・県内順位)	14 位 / 35 市町村	
住みよさ指標	岩沼市を「住みよいまち」と思っている市民の割合 ^{※3}	88.9%	より 住みやすく
	岩沼市に「住み続けたい」と思っている市民の割合 ^{※4}	79.7%	

「幸せ指標」、「住みよさ指標」については、市民満足度調査に項目を追加し把握します。

- ※1 どの程度幸福かを 10 段階評価した平均値。国の国民生活選好度調査による。現況は平成 23 年度調査の全国平均値。
- ※2 高齢者が認知症や寝たきりにならない状態で、介護を必要としないで生活できる期間。宮城県の「みやぎ 21 健康プラン」による。順位は平成 22 年県内 35 市町村中のものである。
- ※3 市民アンケートにおいて、岩沼市を「たいへん住みよいまち」あるいは「どちらかといえば住みよいまち」と回答した市民の割合。
- ※4 市民アンケートにおいて、岩沼市に「いつまでも住み続けたい」あるいは「当分住み続けたい」と回答した市民の割合。

第3章 まちづくりの柱

「まちづくりの基本理念」を踏まえつつ、「岩沼市の将来都市像」を実現していくためのまちづくりの柱を次のように設定します。

■安全・安心で快適な「まち」づくり

防災や情報発信に寄与する各種施設整備、市民や地域と連携した体制づくりなどにより災害に強く犯罪の少ない、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、地域の自然や街並みとの調和、環境負荷の軽減やゴミ対策、コンパクトなまちづくりなどにも配慮しながら、計画的な土地利用に基づいた生活基盤施設の整備を進め、市民が快適に暮らすことができるまちづくりを進めます。

■健康で長生き、地域で子育てできる「環境」づくり

保健・福祉・医療環境の充実を図り、障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者まで、誰もが健康で長生きできる環境づくりを進めます。

また、住民やボランティア、各種団体など市民同士のつながりも活用して、地域で子育てができる環境づくりを進めます。

■人が集まる「産業」づくり

民間活力による発展が期待される仙台空港や仙台東部道路、国道4号・6号が所在する交通利便性、歴史・文化などの有形無形の地域資源などを活かし、本市の発展を支えてきた農・商・工業を活性化するとともに、観光の振興を図ります。

また、働く場の確保のため、各産業を支える基盤整備や創業支援の充実などに努めるとともに、積極的な企業誘致に加え、健康医療産業集積地や国際物流拠点の整備、被災地域を中心とした6次産業化[※]や地産地消の推進、新たな地域資源の開発・発掘や対外的なPRなども積極的に行い、仙台都市圏南部ゾーンの中心として、労働者や観光客など人が多く集まる産業づくりを進めます。

■生涯現役で心豊かな「人」づくり

子どもから高齢者に至るまでの様々な場面における学習、文化、スポーツ活動などの環境を整えるとともに、住民や各種団体など市民が主体となった諸活動支援を充実させることにより、誰もが生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。

また、世代や立場を超えた市民の交流や、家庭、地域社会、学校での諸活動や学習を通じて、自然、歴史、文化を大切にし、人々の多様な価値観を認め合う心豊かな人を育てる環境づくりを進めます。

※ 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

第4章 実現のための取り組み方針

人口減少・少子高齢化の進行、不透明な地域経済の動向等、地域を取り巻く環境の変化に適切かつ柔軟に対応していくためには、“公助”といわれる警察・消防・市町村などの行政機関や電気・ガスなど人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業による公平性を重視した取り組みのみで対応することにはおのずと限界があります。

先の東日本大震災において、本市では、自助・共助・公助の考え方に基づき、協働の力を最大限発揮することにより復旧・復興を進めてきました。その結果、希望する被災者全員の仮設住宅への入居やサポートセンターの設置、防災集団移転促進事業[※]の国による同意などを県内で最初に実現し、スピード感のある取り組みを進めることができました。

一人ひとりが他の力に過度に依存せず、自らことをなす“自助”と地域の人たちなどが互いに力を合わせて助け合う“共助”、そして“公助”とその連携が震災等の被害を最小限に抑えるために極めて大切な手法であることが改めて確認されました。

本市では、この経験を活かし、自助・共助・公助と協働・連携を更に推進することにより、これからのまちづくりを進めていきます。

■自助・共助

自らできることは自ら行うことを基本とします。世代を超えて市民同士が互いに連携、また地域で協力しながら自らが主体となってまちづくりに取り組みます。

○まちづくりの主役であることを自覚し、地域社会活動に自発的に参画し、持てる力を発揮します。

○企業の社会的責任に基づく地域活動を尊重し、社会に貢献する文化を育みます。

■協働・連携

市民と行政が、適切な役割分担と協働のもと、それぞれの特性を活かしながら必要に応じ連携して、各種課題解決に取り組みます。

○地域のコミュニティを形成し、近隣で互いに助け合って地域の課題解決に取り組みます。

○町内会、自治会等の地域の団体やまちづくり活動団体などが、それぞれの特徴を活かし、互いに連携しながら地域課題を解決できる関係を構築します。

※ 防災集団移転促進事業：災害が発生した地域内にある住居の集団的移転を促進するため、国が地方公共団体に対し、事業費の補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図るもの。

■公助

市民との協働のもと、効果的・効率的な行財政運営を行い、自律性・独自性のある持続可能な都市運営を目指します。

○市民との協働の前提となる各種情報を的確に収集し、その発信と共有に努めます。

○地域の身近な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、市民が主体となったまちづくりを支援する仕組みや体制を整えます。

○近隣市町との機能分担や圏域を越えた連携を強化し、防災や環境問題などの市域を超えた広域的な課題に対応します。

○地域のニーズを客観的かつ的確に把握・分析し、政策形成能力を高めます。



避難訓練



避難訓練



早朝クリーン



岩沼市防災会議


第5章 土地利用構想

1 土地利用の基本理念

土地は国民のための限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や農業・工業などの生産活動をはじめとする諸活動を営む上で不可欠な基盤です。

これからの土地利用については、人口や産業、土地利用の動向、道路をはじめとする社会資本の整備状況など、自然的、社会的、経済的、歴史のおよび文化的条件等に配慮し、健康的で快適な生活環境を確保するとともに、地域の特性を活かした均衡ある発展と保全を進めていくことが求められます。

また、本市においては、人口減少および少子高齢化の進展や地球規模での環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化といった全国的な課題のみならず、東日本大震災からの早急な復旧・復興という大きな課題に直面しており、土地利用をめぐる状況は従来と大きく変化しています。

『があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま』の実現に寄与する適正な土地利用に向けて、市民や行政など、多様な主体の協働の下、一刻も早い東日本大震災からの復旧・復興と質の高い安全・安心な生活環境づくりに取り組むとともに、本市が有する豊かな自然環境の保全を図り、都市部と農村部の調和や地球環境問題に配慮した持続可能な都市づくりを推進していきます。

2 土地利用の基本方針

土地利用の基本理念を踏まえ、本市が目指す土地利用の基本方針を次のとおり定めま

①東日本大震災からの復興に向けた“迅速な土地利用の再編”

東日本大震災によって甚大な被害を受けた東部地区においては、防災集団移転促進事業による新たな住宅地の整備や新たな雇用の場の確保、浸水農地の再生・活用など、市民の生活再建や新たな地域活力の創出に向けた土地利用の再編が必要です。

スピード感のある“復興”の実現に向け、震災復興計画や環境未来都市計画などの関連計画との整合を図りながら、計画的かつ臨機応変な土地利用を行うことで、市全体の活性化および利便性向上を目指します。

②市民の生命・財産を守る“安全・安心な土地利用の推進”

誰もが安全・安心に生活できる都市であり続けるために、沿岸部については防潮堤や道路の嵩上げなど、減災施設の整備を推進するとともに、津波の教訓を後世に伝える減災機能を有した公園・緑地の創出に取り組みます。

また、内陸部の市街地における洪水などの災害を未然に防止するため、河川下流域等における治水対策事業を促進するとともに、オープンスペースの確保や電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインなどを対象とした防災面の向上、施設のバリアフリー化等に努め、安全・安心な都市環境の形成を目指します。

③持続可能な都市づくりに向けた“コンパクトシティの形成”

人口減少・少子高齢の進展や行財政運営の厳しさが増す中で、将来にわたって持続可能な都市であり続けるために、市街化区域を中心とした既成市街地に人口や都市機能が集約されたコンパクトシティの実現により、都市の活力の維持・向上を図ることが必要となっております。引き続き、計画的な土地利用を行い、都市的土地利用と自然的土地利用のメリハリのある都市空間の形成を目指します。

都市的土地利用については、都市基盤や未利用地、空き店舗、空き家など既存ストックの適切な維持・管理と有効活用を促進するなど、都市機能の再構築を行い、生活環境の質的向上を図ります。農地や森林などの自然的土地利用については、継続的な利用・管理に基づく適正な保全を図るとともに、必要に応じ都市的土地利用を行っていきます。

④産業振興による“市の発展を支える土地利用の推進”

高い交通利便性を活かした商工業都市として位置付けられていますが、商工業は本市の活力を支えるとともに、市民の雇用の場としての役割も果たしております。このことから、さらなる産業振興に向けて、既存の商工業用地における操業環境の維持・改善や周辺環境に配慮した産業用地の集積、拡大、さらには新規創出を図り、市の持続的な発展を支えます。

また、環境への負荷が少ない低炭素型社会への移行を見据え、再生可能エネルギーの活用を資する土地利用を推進します。

資料編

1 策定経緯

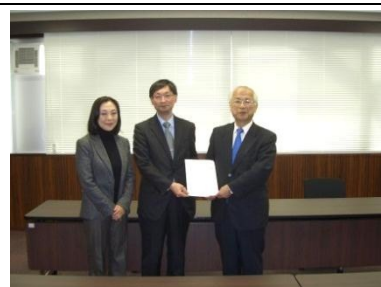
年月日	審議経過等
平成 23 年 11 月 16 日	第 1 回総合計画策定推進本部
平成 24 年 2 月	人口推計等に着手
5 月 30 日	新たな総合計画の策定に向けた市民意向調査（～6 月 15 日）
7 月 11 日	新たな総合計画の策定に向けた団体アンケート調査（～7 月 26 日）
7 月 11 日	新たな総合計画の策定に向けた事業所・企業アンケート調査（～7 月 26 日）
7 月 19 日	市民からの意見聴取（さわやか市政推進員会議）
7 月 23 日	市民からの意見聴取（町内会長懇親会）
9 月 12 日	新たな総合計画の策定に向けた職員意識調査（～9 月 28 日）
平成 25 年 1 月 18 日	第 2 回総合計画策定推進本部
1 月 18 日	子どもたちの意見聴取
2 月 14 日	第 1 回岩沼市総合計画審議会
2 月 25 日	子どもたちの意見聴取
4 月 26 日	第 1 回岩沼市総合計画検討委員会
4 月 27 日	子どもたちの意見聴取
4 月 30 日	第 3 回総合計画策定推進本部
5 月 23 日	第 2 回岩沼市総合計画検討委員会
6 月 1 日	第 1 回いわぬま市民会議
6 月 7 日	第 2 回岩沼市総合計画審議会
6 月 20 日	第 3 回岩沼市総合計画検討委員会
6 月 22 日	第 2 回いわぬま市民会議
7 月 3 日	第 4 回岩沼市総合計画検討委員会
7 月 6 日	第 3 回いわぬま市民会議
8 月 12 日	第 4 回総合計画策定推進本部
8 月 22 日	第 3 回岩沼市総合計画審議会
9 月 18 日	第 5 回総合計画策定推進本部
9 月 25 日	市議会議員全員協議会（（仮称）いわぬま未来構想（素案）に関する説明及び質疑応答等）
10 月 15 日	市民の意見公募条例に基づく意見公募（パブリックコメント） （～11 月 16 日）
11 月 21 日	第 6 回総合計画策定推進本部
11 月 22 日	第 4 回岩沼市総合計画審議会
12 月 4 日	総合計画審議会答申
12 月 12 日	市議会議員全員協議会



さわやか市政推進員会議

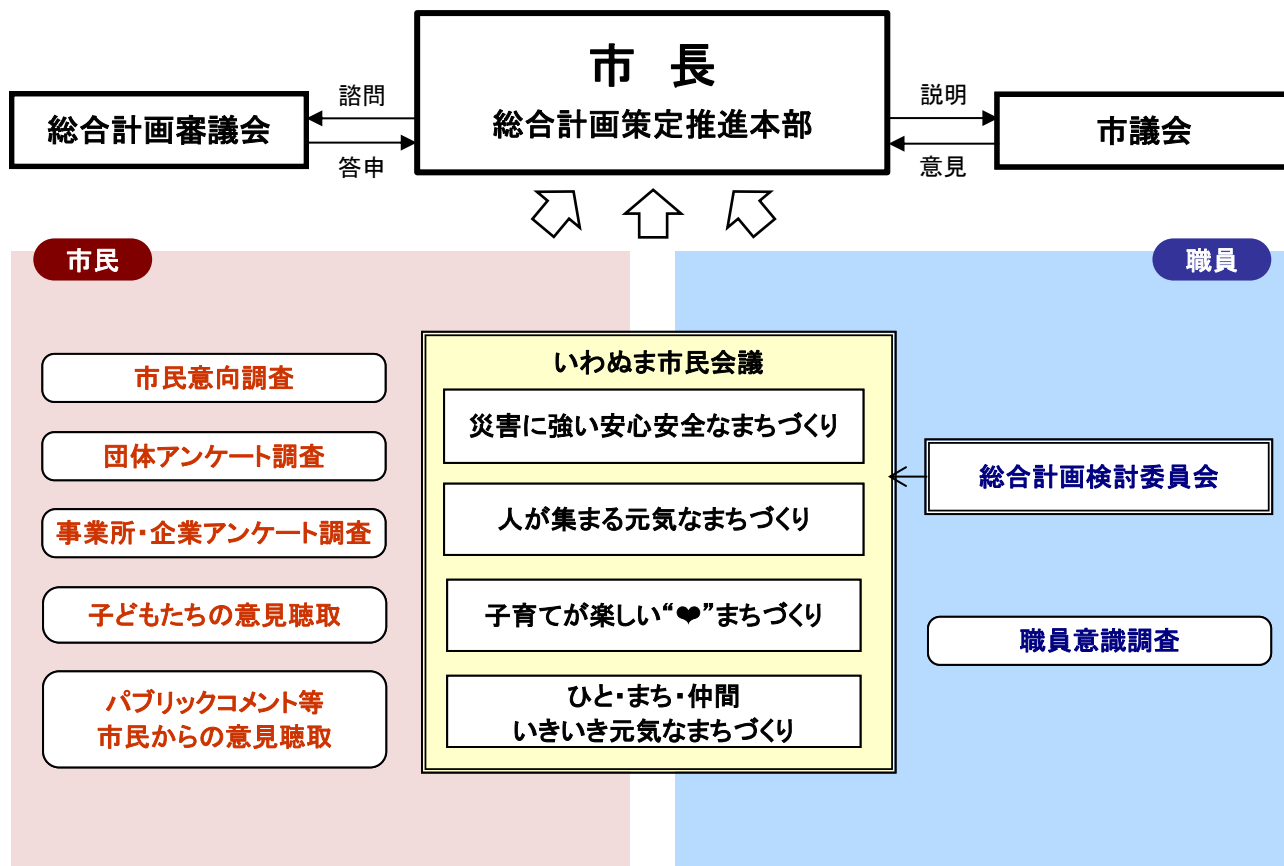


子どもたちの意見聴取



審議会答申

2 策定体制



■岩沼市総合計画審議会

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------|
| 会 長 | 大滝 精一 | (東北大学経済学部 部長) |
| 副会長 | 牛尾 陽子 | ((公財) 東北活性化研究センター アドバイザリーフェロー) |
| 委 員 | 赤津 政義 | (さわやか市政推進員) |
| | 市瀬 智紀 | (宮城教育大学 教授) |
| | 小関 寛子 | (岩沼婦人会 会長) |
| | 小野 宏明 | (岩沼市商工会 会長) |
| | 菊地 忍 | (さわやか市政推進員) |
| | 熊沢 由美 | (東北学院大学 准教授) |
| | 齋藤 舞美菜 | (市震災復興会議委員) |
| | 高橋 弘次 | (JA名取岩沼組合長) |
| | 三上 光弘 | (岩沼市体育協会 副会長) |
| | 宮部 淳子 | (さわやか市政推進員) |
| | 横山 英子 | (仙台経済同友会 幹事) |
| | 渡邊 美恵子 | (さわやか市政推進員) |

(敬称略 五十音順 平成25年2月14日現在)

3 いわぬま市民会議

■目的

新たな総合計画の策定に際し、計画策定に係る市民の参加・参画を促し、また、市民の意見を広く聴取するために開催。

■構成

無作為に抽出した18歳以上の市民200名のうち参加意向のあった20名と、総合計画検討委員会委員の市職員20名で構成。



いわぬま未来構想

平成 26 年 3 月

発行／岩沼市総務部政策企画課

宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号 電話:0223-22-1111(代表) FAX:0223-24-0897

